

っても、高齢者には負担が大きいため、納付できないことが考えられます。また、後期高齢者医療保険で資格証の方はおられませんが、短期保険証を77人に発行している状況です。

28年度介護保険事業  
特別会計歳入歳出決算認定

歳入 35億2千664万142円  
歳出 34億2千792万8千832円  
差引残額 9千871万1千310円  
(介護保険事業勘定と  
介護サービス事業勘定の計)

**問** 地域支援事業は、予算に対して実質的な支出が少ない理由は。

**答** 28年度から制度改正により、介護予防給付の要支援1、2の方のサービスのうち、通所介護と訪問介護を地域支援事業に移行することとなりました。28年2月から、認定更新の時期がきた要支援の方から順番に地域支援事業に移行するという進め方であったため、一

気に事業量としては増えなかったと考えられます。しかし、最近の状況として、高齢者が増えている割には、要支援認定者の減少傾向が見受けられます。

**要望** 予算計上している以上は、広域的に活動を行っていたきたい。予算をしっかりと活用し、様々な事業に取り組んでいただきたい。

**意見** この事業が認定者数の減少だけでなく、今後、事業の分析や評価をしていけば、医療費や介護給付費の抑制等、効果が明らかに分かるようになると思うので、そのことを踏まえて、次の新しい事業の精査を行うようにしていただきたい。

**問** 介護予防サポーターの人数や今後の取り組みは。

**答** 28年度末で47名の方が講習を受けられて、登録されています。現在、地域の健診事業や節目型健診事業等に協力支援ということが入っていたいており、年度末に活動に応じた謝礼を支払っています。今後の地域での事業の取り組みにおいては、人材不足で、介護専門職だけでは厳しい状況であるため、地域の担い手を養成していくためにも充実した取り組みを行

い、多くの方にサポーターとなっていたきたいと思います。また、サポーターが、活躍できる場を考えていくことも必要です。



29年度介護保険事業  
特別会計補正予算

9千846万7千円増額  
予算総額 38億5千46万7千円  
今回の補正は、介護保険事業勘定において、介護給付費準備基金積立金及び28年度介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金に要する経費の補正です。

総括質疑

**問** 納付に関して、普通徴収の方は納付書を一括送付しているため、納付を忘れてしまう場合もある中で、市民への納付時期等の周知についての配慮も必要では。

**答** 節目型健診時等の機会をとらえて、納付のための情報提供をしていく必要があると考えています。

**要望** 年度当初に、介護保険料等の徴収時期を集約したものを市報に掲載し、切り取って貼れるようにする等、市民が気づきやすいようにしていただきたい。

**問** 介護保険事業は、目的、方向性をきちんと持ったうえでの事業の取り組みが必要と思うが。

**答** 法律が変わり、介護事業も様変わりしており、本市としては目的を持って事業展開しているつもりです。事業の目的として、一つは高齢者自身の健康づくり、もう一つは、元気な高齢者には地域の担い手になっていただくという二つの側面があり、両方の側面から支えていきたいと考えています。

**意見** 改めて事業の目的、方針どこを目指しているのかを考えていただくことも大事であるし、その目的を事業の参加者に伝え、目指す方向性を共有することにより効果が出て、目的の達成につながるのではないかと。また、今後、高齢者が増えていく中で、持続可能な制度を国に対して求めていくことも必要である。

産業建設委員会

付託された案件はいずれも提案どおり可決・認定されました

28年度上水道事業会計  
未処分利益剰余金の処分

28年度の未処分利益剰余金  
12億4千878万3千808円  
この内9千635万1千円を減債積立金へ  
残余の11億5千243万2千808円は繰越

28年度上水道事業会計決算認定

◎上水道事業の経営成績(税抜き)  
総収益7億3千953万8千44円  
総事業費7億4千812万6千470円  
純損失858万8千426円

◎資本的収支(税込み)

収入 1千17万3千40円  
支出 2億6千608万8千616円  
収支 △2億5千591万5千576円  
不足額は、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補てん



**問** 上水道の28年度の給水普及率は99・2パーセントであるが、残りの0・8パーセントが普及していない理由は。

**答** 水道管は自宅前に入っているが、井戸等の使用により、水道管に接続されていない所と、配水管から離れた所に住まわれており、水道管を接続する費用がかかる2パターンの要因が考えられます。

**問** 井戸水はあまり飲料水に適さないと思うが、100戸程度の未整備の方々に対しては、水道への加入を周知されているのか。

**答** 以前、工事に際し説明会等を行った事例はありますが、啓発等を行っています。

**問** 配水管布設替えの年度計画はあるのか。

**答** 道路工事の打ち合わせ等を毎年行い、それに併せて工事を行っています。28年度は、1・8パーセントの布設替えを行っており、耐震化率は4・3パーセントです。もっと工事を増やす必要があると思いますが、財政的な面もあり簡単に増やすことはできません。

**問** 配水管の布設替えは長期の計画が必要では。

**答** 今年度、老朽管の布設替え、耐震化、財政状況等を総合的に勘案した、中長期の計画を作成する経営戦略の策定を予定しています。

28年度下水道事業  
特別会計歳入歳出決算認定

歳入 8億7千288万7千871円  
歳出 8億7千287万9千771円  
差引残額 8千100円

**問** 元金に関し、借入れは。

**答** 公共下水道は2分の1が補助金で、残りの2分の1の90パーセントにあたる45パーセントが起債で、残りの5パーセントが受益者負担金です。龍代ポンプ場は2分の1が補助金で、残りの2分の1が全て起債です。雨水は何らほかの手立てがないため、2分の1が補助、2分の1が起債です。

**問** 起債は借金であり、ずっと膨らんでいくのか。

**答** 膨らんでいくが、毎年、同じくらいしか下水道整備事業を行っていないので、最終的には、2年前に策定したアクションプランをもとに経営戦略を立て、その中で、

料金体系と、負担金収入でどうか10数年後には賄えるような試算になっています。

**問** 受益者負担金を払わない方への対応は。

**答** 督促状、催告状といった文書を出して、あとは個別に対応する形を取っています。

**問** 法的に拘束する根拠は。

**答** 下水道法の中で徴収するようになっており、どうしても納めてもらえない場合、最終的には、差し押さえ等も執行した経緯はあります。

**問** 下水道事業は、70パーセント程度の接続が採算ベースか。

**答** 過去にそのような話をした経緯はありますが、実質、中身を調べていくと、大まかに、9割程度、接続してもらわないと、うまく事業が運営できません。

**問** 接続されていない30数パーセントの方には、強く言えないのか。

**答** 基本的には、下水道につながるようになってから3年以内に接続していただく必要がありますが、中には経済的な理由も含めて、厳しいところもあるため、啓発により、接続をお願いしています。